

町民課だより

お知らせ
児童扶養手当法に
父子家庭が
加わりました

5月26日に児童扶養手当法が改正され、8月1日を施行日とし、父子家庭も支給対象となりました。つきましては、施行日から認定請求の受付を開始いたします。対象となる方は左記を確認のうえ受付窓口へお越しください。

・その他調書（窓口にて聞き取りのうえ提出していただきます）

お知らせ 児童扶養手当現況届 特別児童扶養手当 所得状況届のお知らせ

児童扶養手当を受給される方は、現況届の提出が必要です。また、特別児童扶養手当を受給されている方は所得状況届の提出が必要です。提出されないと8月以降の手当が停止となります。

受付期間及び時間

児童扶養手当
8月2日（月）～31日（火）
特別児童扶養手当
8月11日（水）

特別児童扶養手当 8月2日(月)～31日(火)
8月11日(水)～
8時30分～17時15分
ただし、土、日は除く。
必要な物 印鑑
手当証書
現況届・所得状況届各様式
世帯全員の住民票(児童扶養手当受給者のみ)

- 現況届・所得状況届各様式
- 世帯全員の住民票（児童扶養手当受給者のみ）
- 世帯分離証明書（該当者のみ）
- 別居・監護申立書及び児童

別居・監護申立書及び児童の住民票（該当者のみ）

・平成22年度所得証明書(該当者のみ)
の住民票

平成22年度所得証明書
(平成22年1月2日以降に
主に交付)
●

(平成22年1月2日以降に
転入された方のみ)

転入された方のみ

・現在所得制限等により支給
算出となつてゐる方も提出

現在所得制限等により支給停止となつていての方も提出して下さい。

停止となつて、いる方を提出してください。

・ 確認事項がありますので出
ださい。

お知らせ
子ども手当の手続き
はお済みですか？

4月1日から子ども手当制度が開始されています。4月1日現在、いの町内に住所を有し、中学校終了前までの児童を養育している公務員以外の父母等に対し、児童1人につき月額1万3,000円の子ども手当が支給されます。所得制限はありません。)

停止されます
ただし、支給停止要件に該当する方には事前に関係書類を送付します。

お知らせ 児童扶養手当支給額 の一部支給停止措置 について

お知らせ
子ども手当現況届の
提出はお済みですか?

・受給者(保護者)となる方名
義の振込先の分かるもの
・児童の住民票
※児童がいの町外に住所を有
している場合で、世帯全員
省略無しのもの。
・各種請求書
※様式及び年金加入証明は役
場窓口及びいの町ホームページ
ページに掲載しています。

※受給者(保護者)となる方及びその配偶者の健康保険被保険者証(写し可)

つきましては、町民課、吾北総合支所住民課、本川総合支所住民課のいずれかに、印鑑と保護者（配偶者を含む）の保険証を持って来庁ください。（対象者によつて必要な書類が異なる場合があります。）ただし、平成22年3月31日現在、児童手当を受給している方は手続きが不要な場合があります。詳しくは、町民課までお問い合わせください。

受付時間
平日 8時30分
～ 17時15分まで

各受付場所・問い合わせ

町民課

■ 893-1117

■ 867-2300

■ 869-2112

本川総合支所住民課

■ 867-2300

■ 869-2112

吾北総合支所住民課

※受給者(保護者となる方及びその配偶者の健康保険被
保険者証(写し可)
・ただし受給者となる方で、
いの町以外の国保加入者
(建設国保、医師国保等)は
年金加入証明書も必要です。
・住民票全員分(児童が町外
に住所を有する方のみ)

現在手続がお済みでない方は、このまま現況届を提出しませんと、6月分以降の子ども手当を受け取ることができませんので、早急に提出ください。

提出の際必要となる書類等に關しては次のとおりです。で、確認のうえ来庁ください。

で、現況届が必要な方には町から、5月31日付けで受給者（保護者）宛にハガキを送付